

官報

号外 昭和二十三年四月十五日

○第二回 参議院會議錄第三十二号

昭和二十三年四月十四日(水曜日)午後四時二分開議

議事日程 第三十号

昭和二十三年四月十四日

午後二時開議

第一 自由討論 (前会の続)

○議長(松平恒雄君) 議長の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る七日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

政務次官の臨時設置に関する法律案
警察法の一部を改正する法律案
復興金融庫法の一部を改正する法律案

財政法第三條の特例に関する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

政務次官の臨時設置に関する法律案
警察法の一部を改正する法律案
復興金融庫法の一部を改正する法律案

財政法第三條の特例に関する法律案
同日委員長から左の報告書を出した。

電力復興問題に関する調査報告書
同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

商工技官電力、三ツ井新次郎君
局附(一級官)

同日第十回文書表記載の諸願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会
第三百五十一号 地方分属税法の改正に関する諸願書

第三百五十二号 横濱市民酒場の営業再開に関する諸願書

国土計画委員会
第三百五十七号 府縣道石動初作線の改修促進に関する諸願書

第三百五十八号 下關港の修築に関する諸願書

第三百六十二号 利根川治水根本対策樹立に関する諸願書

第三百六十五号 赤川えん堤築造に関する諸願書

第三百六十八号 府縣道新田、西阿知停車場間の架橋並びに改修に関する諸願書

第三百六十九号 渡良瀬川治水対策に関する諸願書

第三百七十一号 足利地区の水害、氾濫に対する國庫補助等に関する諸願書

第三百七十三号 狩野川放水路開さく反対に関する諸願書

第三百七十四号 岐阜縣の砂防事業施行に関する諸願書

第三百八十二号 酒田港修築に関する諸願書

する諸願書

文教委員会
第三百六十号 ローマ字教育に関する諸願書

第三百六十一号 小学校並びに新制中学校の必修科目に書道を復活することに関する諸願書

文化委員会
第三百五十五号 漢民報新聞用紙割当に関する諸願書

第三百五十六号 工務研究所設置に関する諸願書

厚生委員会
第三百六十六号 模範社会事業都市建設に関する諸願書

第三百七十五号 厚生恩給法制定等に関する諸願書

農林委員会
第三百五十九号 土地改良事業費助成に関する諸願書

第三百七十号 岐阜縣のかん苧恒久対策並びに土地改良事業費の國庫補助に関する諸願書

第三百七十二号 林道黒澤線開設に関する諸願書

第三百七十七号 和歌山縣の土地改良事業費國庫補助に関する諸願書

第三百七十八号 大里郡地域の農利用水に関する諸願書

第三百八十号 奈良縣のかん苧恒久対策並びに土地改良事業費國庫補助に関する諸願書

第三百八十八号 酒田市の農道拡張工事費國庫補助に関する諸願書

第三百八十九号 土地改良事業の促進に関する諸願書

第三百九十号 藤岡村土地改良事業に関する諸願書

水産委員会
第三百六十四号 内水面水産物増殖事業に関する諸願書

第三百五十二号 度量衡法令中の甲種検定権限委譲に関する諸願書

第三百八十一号 外人観光客用の自動車輸入に関する諸願書

第三百八十四号 監査士法案に関する諸願書

鉱工業委員会
第三百六十三号 配炭公團法の一部改正に関する諸願書

第三百八十六号 高知縣の電気料金値下げに関する諸願書

第三百九十一号 電力復興諸施策に関する諸願書

運輸及び交通委員会
第三百五十号 瑞浪、明知両駅間に國營自動車の運輸開始に関する諸願書

第三百八十七号 坂上、賀見畑、秋中三箇村に國營自動車の運輸開始に関する諸願書

第三百九十二号 津久見港を開港場に指定することに関する諸願書

通信委員会
第三百六十七号 豊澤郵便局設置に関する諸願書

財政及び金融委員会
第三百五十四号 耕地整理中の土地を物納として認むることに關する諸願書

第三百七十六号 大衆課税反対に関する諸願書

第三百八十五号 観光施設に対する産業資金貸出順位改正に関する諸願書

決算委員会
第三百七十九号 海上保安廳法案並びに開港々則法案に関する諸願書

在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第三百八十三号 在外同胞引揚促進に関する諸願書

同日第十回文書表記載の諸願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会
第三百九十四号 地方自治体警察廳令等に関する諸願書

第二百号 競犬に関する諸願書

国土計画委員会
第三百八十八号 多摩秩父を國立公園に指定することに関する諸願書

第三百九十一号 小貝、五行両河川の改修工事促進に関する諸願書

文教委員会
第三百八十九号 國立三重そり合大学設立に関する諸願書

第三百九十号 宇都宮農林專門学校の大学昇格に関する諸願書

第三百九十五号 國立宮城教育大学設立に関する諸願書

第百九十七号 國立岡山そり合大學設立に関する陳情書
文化委員会
第百九十八号 紀元節存置に関する陳情書
厚生委員会
第百八十七号 國民健康保險制度改革に関する陳情書(三件)
労働委員会
第百八十六号 國家公務員給與臨時措置法案反対に関する陳情書
農林委員会
第百九十三号 林務行政に関する陳情書
第百九十六号 未墾地開墾に関する陳情書
通信委員会
第百九十九号 塔港無線電局設置に関する陳情書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第百九十二号 在外同胞引揚促進に関する陳情書
去る八日議長は、左の議員提出案を國土計画委員会に付託した。
道路橋梁の通水構造に関する法律案(大山安君提案)
同日議員から左の質問主意書を提出した。

消防組織法の一部を改正する法律案
戸籍手数料の額を定める法律案
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
消防組織法の一部を改正する法律案
治安及び地方制度委員会に付託
戸籍手数料の額を定める法律案
司法委員会に付託
同日議員から左の質問主意書を提出した。

輸入食糧價格に関する質問主意書
(板野勝次君提出)
同日左の質問主意書を内閣に轉送した。
作物報告事務に関する質問主意書
(岡村文四郎君提出)
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員小川友三君提出警官々會設置に関する質問に対する答弁書
去る二月二十八日財政及び金融委員会に付託した左の請願書は、去る十日これを變更して治安及び地方制度委員会に付託した。

第百六十号 石炭税創設に関する請願書
去る二月二十一日財政及び金融委員会に付託した左の陳情書は、去る十日これを變更して治安及び地方制度委員会に付託した。
第七十号 消費税附加税に関する陳情書
去る十日第十一回文書表記載の請願書を左の委員会に付託した。
治安及び地方制度委員会
第四百二十八号 地方税法の改正に関する請願書
國土計画委員会

第三百九十四号 府縣道富山岐阜線を國道に編入することに関する請願書
第四百二二号 府縣道富山岐阜線を國道に編入することに関する請願書
第四百九号 白山を國立公園に指定することに関する請願書
第四百十号 丹後、但馬を國立公園に指定することに関する請願書
第四百十五号 飯川治水工事促進に関する請願書
第四百十八号 佐治川改修工事促進に関する請願書
第四百二十二号 琵琶湖を國立公園に指定することに関する請願書
第四百二十四号 山形縣北村山郡龜井田村駒籠、海谷間の道路改修工事費國庫補助に関する請願書
第四百三十号 狩野川放水路開さく反対に関する請願書
司法委員会
第四百二十五号 輕犯罪法案の撤回に関する請願書
文教委員会
第三百九十七号 北海道大学工学部に建築工学科を新設することに関する請願書
第四百三三号 六・三制完全実施のための予算に関する請願書
第四百三十二号 大学院特別研究生の給與改善に関する請願書
第四百十六号 國立四國そり合大學設立に関する請願書

第四百二十七号 同
第四百二十九号 小学校の必修科目に書道を復活することに関する請願書
文化委員会
第四百四号 觀光関係出版物の用紙割当に関する請願書
第四百三十一号 莊内自由新聞社の新聞用紙割当に関する請願書
厚生委員会
第三百九十九号 國民健康保險制度改革に関する請願書
農林委員会
第三百九十五号 蛙川村土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百七号 佐賀縣白石北部にため池築造に関する請願書
第四百八号 農村工業の振興に関する請願書
第四百十一号 長野縣の耕地事業に對し國庫補助の請願書
第四百二十号 滋賀縣の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百二十一号 米沢市外二郡の土地改良事業促進に関する請願書
第四百二十六号 群馬縣の土地改良並びに水害復旧に関する請願書
第四百三十三号 大阪府のかん害恒久対策費國庫補助に関する請願書
第四百三十四号 兵庫縣の土地改良事業費並びに農業水利改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百三十六号 及位村外二箇村の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
鉱工業委員会
第四百三十五号 カハイドの生産振興に関する請願書
運輸及び交通委員会
第三百九十六号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第三百九十八号 米原、敦賀兩駅間電化促進に関する請願書
第四百一号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第四百十三号 油津臨港鐵道線敷設に関する請願書
第四百十四号 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に関する請願書
第四百十九号 國營自動車琵琶湖線延長に関する請願書
第四百二十三号 米原、京都兩駅間電化促進に関する請願書
通信委員会
第四百三十二号 井尻村郵便局設置に関する請願書
財政及び金融委員会
第三百九十三号 勤勞所得税軽減に関する請願書
第四百号 長岡專賣局煙草工場設置に関する請願書
第四百十七号 い製品上數、ゴザ等の免税に関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第四百五号 滿洲引揚開拓民の入植に関する請願書
第四百六号 障太引揚医師の内地開業許可に関する請願書

の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百三十五号 カハイドの生産振興に関する請願書
運輸及び交通委員会
第三百九十六号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第三百九十八号 米原、敦賀兩駅間電化促進に関する請願書
第四百一号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第四百十三号 油津臨港鐵道線敷設に関する請願書
第四百十四号 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に関する請願書
第四百十九号 國營自動車琵琶湖線延長に関する請願書
第四百二十三号 米原、京都兩駅間電化促進に関する請願書
通信委員会
第四百三十二号 井尻村郵便局設置に関する請願書
財政及び金融委員会
第三百九十三号 勤勞所得税軽減に関する請願書
第四百号 長岡專賣局煙草工場設置に関する請願書
第四百十七号 い製品上數、ゴザ等の免税に関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第四百五号 滿洲引揚開拓民の入植に関する請願書
第四百六号 障太引揚医師の内地開業許可に関する請願書

の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百三十五号 カハイドの生産振興に関する請願書
運輸及び交通委員会
第三百九十六号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第三百九十八号 米原、敦賀兩駅間電化促進に関する請願書
第四百一号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第四百十三号 油津臨港鐵道線敷設に関する請願書
第四百十四号 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に関する請願書
第四百十九号 國營自動車琵琶湖線延長に関する請願書
第四百二十三号 米原、京都兩駅間電化促進に関する請願書
通信委員会
第四百三十二号 井尻村郵便局設置に関する請願書
財政及び金融委員会
第三百九十三号 勤勞所得税軽減に関する請願書
第四百号 長岡專賣局煙草工場設置に関する請願書
第四百十七号 い製品上數、ゴザ等の免税に関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第四百五号 滿洲引揚開拓民の入植に関する請願書
第四百六号 障太引揚医師の内地開業許可に関する請願書

の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百三十五号 カハイドの生産振興に関する請願書
運輸及び交通委員会
第三百九十六号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第三百九十八号 米原、敦賀兩駅間電化促進に関する請願書
第四百一号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第四百十三号 油津臨港鐵道線敷設に関する請願書
第四百十四号 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に関する請願書
第四百十九号 國營自動車琵琶湖線延長に関する請願書
第四百二十三号 米原、京都兩駅間電化促進に関する請願書
通信委員会
第四百三十二号 井尻村郵便局設置に関する請願書
財政及び金融委員会
第三百九十三号 勤勞所得税軽減に関する請願書
第四百号 長岡專賣局煙草工場設置に関する請願書
第四百十七号 い製品上數、ゴザ等の免税に関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第四百五号 滿洲引揚開拓民の入植に関する請願書
第四百六号 障太引揚医師の内地開業許可に関する請願書

の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百三十五号 カハイドの生産振興に関する請願書
運輸及び交通委員会
第三百九十六号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第三百九十八号 米原、敦賀兩駅間電化促進に関する請願書
第四百一号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第四百十三号 油津臨港鐵道線敷設に関する請願書
第四百十四号 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に関する請願書
第四百十九号 國營自動車琵琶湖線延長に関する請願書
第四百二十三号 米原、京都兩駅間電化促進に関する請願書
通信委員会
第四百三十二号 井尻村郵便局設置に関する請願書
財政及び金融委員会
第三百九十三号 勤勞所得税軽減に関する請願書
第四百号 長岡專賣局煙草工場設置に関する請願書
第四百十七号 い製品上數、ゴザ等の免税に関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第四百五号 滿洲引揚開拓民の入植に関する請願書
第四百六号 障太引揚医師の内地開業許可に関する請願書

の土地改良事業費國庫補助に関する請願書
第四百三十五号 カハイドの生産振興に関する請願書
運輸及び交通委員会
第三百九十六号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第三百九十八号 米原、敦賀兩駅間電化促進に関する請願書
第四百一号 津久見港を開港場に指定することに関する請願書
第四百十三号 油津臨港鐵道線敷設に関する請願書
第四百十四号 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に関する請願書
第四百十九号 國營自動車琵琶湖線延長に関する請願書
第四百二十三号 米原、京都兩駅間電化促進に関する請願書
通信委員会
第四百三十二号 井尻村郵便局設置に関する請願書
財政及び金融委員会
第三百九十三号 勤勞所得税軽減に関する請願書
第四百号 長岡專賣局煙草工場設置に関する請願書
第四百十七号 い製品上數、ゴザ等の免税に関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第四百五号 滿洲引揚開拓民の入植に関する請願書
第四百六号 障太引揚医師の内地開業許可に関する請願書

同日第十一回文書表記載の陳情書を左の委員会に付託した。

國土計画委員会

第二百二號 大淀川改修工事費増額に関する陳情書

文教委員会

第二百九號 國立岡山そうご大学設立に関する陳情書(二件)

厚生委員会

第二百一號 國民健康保險制度改革に関する陳情書(六件)

第二百二號 くづ鐵道の購入權附與に関する陳情書

労働委員会

第二百十三號 寒冷地特別給與制度確立に関する陳情書

第二百十四號 女子年少労働基準規則の特例に関する陳情書

第二百十五號 労働法規の改正反對等に関する陳情書

農林委員会

第二百三號 農地委員会の交付金増額に関する陳情書

第二百四號 國有林解放に関する陳情書

第二百五號 非米作農家の主食供出報償物資配給に関する陳情書

第二百六號 蔬菜公定價格の改正に関する陳情書

第二百七號 飼料作物確保に関する陳情書

第二百八號 主食供出農家に対する還元配給に関する陳情書

財政及び金融委員会

第二百十號 戦時公債利拂停止反對に関する陳情書

決算委員会

第二百十一號 建設省の設置に関する陳情書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

物價廳次長 野田 信夫君

一昨十二日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

郵便法の一部を改正する法律案

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(民事訟務局長) 長野 潔君

(行政訟務局長) 小澤 文雄君

昨十三日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を通信委員会に付託した。

郵便法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

行政代執行法案

行政事件訴訟特別法案

石炭礦設置法案

消防組織法の一部を改正する法律案

輕犯罪法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

行政代執行法案

行政事件訴訟特別法案

輕犯罪法案

司法委員会に付託

石炭礦設置法案

決算委員会に付託

消防組織法の一部を改正する法律案

治安及び地方制度委員会に付託

同日議員から左の質問主意書を提出した。

均衡財政の確立に関する質問主意書(市來(彦君提出))

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員岡村文四郎君提出作物報告事務に関する質問に對する答弁書

同日内閣總理大臣から左の者を第二回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

物價廳次長 野田 信夫君

本日委員長から左の報告書を出した。

海上保安廳法案修正議決報告書

石炭礦設置法案可決報告書

同日決算委員小川友三君より左の報告書を出した。

石炭礦設置法案に對する少数意見報告書

警官々令設置に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月三十一日 小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

警官々令設置に関する質問主意書

議長には全國的に官舎があるが新憲法は差別待遇を禁じておるのに部下の警官には官舎が與えられていない、警官は警長一人では仕事が出来ない、親切的警長は部下を同僚としておるが、大体は同僚させない。住居不足で遠くより通勤しており非能率的である。クラブ、合宿等、全部一人のこらず新任警官まで二人一室でも良いから官舎を與へべきである。五人、十人の合宿々舎を與え相

互に教え合い、又犯罪そう査研究会を毎日開けるように集合の機会を與へ一切の能率を上げ又人格向上さす機会となる。未亡人の家や、工場の一部や他人の間借りしておる大多数の警官が墮落するのは當然政府の手落である。処見を問う。

右質問に對し速やかなる答弁を要求する。

内閣参事第五四號

昭和二十三年四月九日

内閣總理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出警官々令設置に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出警官々令設置に関する質問に對する答弁書

御質問の御趣旨の如く、警察官全員に對し官舎を與へることは、警備力の維持、警察能率の増進等の面から見て必要なことであり、多年の懸案として、その実現に努力して來た次第である。

しかしながら今日まで種々の理由によりその実現を見ず特に終戦後においては御承知の通り、國家及び地方財政は逼迫し、警察運営に直接必要な経費についても極度に切りつめなければならぬ状況であつて、仲々官舎設置費を得るまでに到らない現状である。

それ故地方においては、地元民間有力者の発意により、有志の寄付を得て住宅を建設し、これを利用しておる向もあるが、これはあくまで寄付者の厚意によるものであつておのずから限度がある。

なお一部においては、独身の警察官を原則として警察寮に居住させ警察官が一定の規律の下に日常起居を共にし、切磋琢磨して人格の向上、警察事務の研究に努力すると共に一面経済的な面倒を見ている処もある。

なお警察官の身上並びに規律保持については常に留意し、非違の絶滅を期している。

今後警察官の官舎設置については、各位の御協力を得て國家ならびに地方財政の許す限り努力し、その実現を期したいと考えている。

作物報告事務に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月六日 岡村文四郎

参議院議長松平恒雄殿

作物報告事務に関する質問主意書

北海道の作物報告事務に付左記の点を問う。

(イ) 二十二年に要したる経費

概算及び人員

(ロ) 二十二年の調査及び研究の概要

内閣参事第五五號

昭和二十三年四月十三日

内閣總理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員岡村文四郎君提出作物報告

告事務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出作物報告事務に関する質問に対する答弁書

北海道作物報告事務に関する質問に對しお答えする。

(イ) 二十二年に要したる経費概算及び人員

先ず北海道作物報告事務所の経費につき説明する。二十二年支拂予算は一〇、六八一、九五二四その内訳は産業経済費、農業費、調査及研究費六、六一七、四九〇、行政共通費支出金四、〇六四、四六二である。次に人員につき説明する。北海道作物報告事務所に割当てた定員は二級官四七名、三級官一四二名、嘱託雇員二八七名計四七六名である。因に全國の定員は二級官八〇四名、三級官二三九六名、嘱託雇員五〇四三名である。

次に充員状況につき述べると北海道はその特殊事情により非常に遅れていて、三月末迄に殆ど全員の充員は、二級官二名、三級官二四名、嘱託六名、雇員一五五名計一八七名であるが、この外に任用手続中のものが相当数居る。

(ロ) 二十二年の調査及び研究の概要
作物報告事務所は、農作物特に主要農作物の收穫高を調査するものであるが、昨年四月より設立準備を始め、昭和二十二年産米及び甘藷の收穫高調査から活動を開始した。しかし全體的に見て未だ陣容が整つていなかったため、この

調査は食糧事務所との共同責任において行つた。秋播の麦から作物報告事務所單獨で調査している。

調査の内容を更に具体的に述べると、八月一日に米及び甘藷を栽培するものから作付面積を申告させ集計した。しかし現在のような食糧事情の下においては農家の申告をその儘鵜呑みにはできないので、米については最近諸外國で発達した少数標本理論を用いて農家の申告と實際の面積との間にどの位の開きがあるかを調査した。各府縣において三〇、全國において一〇の誤差の範囲内で九五〇の確率で正確な数字をつかむためには、各府縣とも二十八ヶ町村を選

びその選ばれた町村については十五筆の耕地を突測する必要があるとの結論を得たので、各作物報告事務所において中央の指示に基づきその通り調査した。しかしその結果得た数字には上下に三〇の幅があるもので諸々の條件を考慮してその範囲内で各都道府縣の作付面積をきめた。しかしこの調査では申告された耕地のことがわからな

い。更に故意又は過失により申告の洩れた耕地を調査する必要があるが、人員予算の関係上調査できなかつたので、色々問題はあ

るが各府縣とも一・五%位の脱漏があるものとしてその面積を加算した。このようにしてきめた作付面積から被害による收穫高無面積を差し引いて收穫面積を出した。

甘藷については残念ながらこの種の調査を行ひ得なかつたので諸

種の資料をもととして收穫面積を決定した。

次に收穫高を決定するためには反当收穫を調査しなければならぬ。生育状況を米については八月一日、八月二十日の二回、予想收穫高を米については九月二十日、十月二十日の二回、甘藷については九月一日の一回調査した。更に坪刈、坪測の方法により推定收穫高を決定した。

北海道については調査の結果を申し述べると收穫面積は米一三三、〇六八町、甘藷六七町推定收穫高二、〇〇七、一六七石、甘藷七九、〇〇〇貫である。

本年二月二十日には麦の作付面積の申告を農家より求め、米に連ずる方法で目下実測調査を全国的に実施しているが、北海道は春播麦が大部分であるので五月に調査をすることになつてゐる。

作物報告事務所は以上の調査の外氣象感應試験、作況試験を行つてゐる。

氣象感應試験とは氣象條件と作物生育との相互関係を明らかにし、これに基き出来るだけ早期に且確實に作物の收穫高を予測し調査及び行政を計画的に行ふことの出来る資料を作るための基礎試験であり、作況試験とは氣象、耕種條件、品種等の凡ゆる綜合要素と生育収量との相互関係を見出すと共に作況決定の資料を作るを目的とする試験である。北海道においては麦の氣象感應試験作況試験を農業試験場本場北見支場及び十勝支場で実施中である。

昭和二十二年の調査に當り僅かな人員で北海道の如き廣大な地域に互る調査が実施できたことは道廳、農業会その他各方面の絶大な御援助に負うところが多いと厚く感謝する。

北海道は特殊地域であるのでその調査にも他の府縣と異なる方法を用ひなければならぬと考へて目下検討中である。

作物報告事務所は調査に科學性を與へ供出の責任を公平に農民に負わせることを目的として生れたものである。作物報告事務所の職員は、その職務の重大性を自覺し日夜その任務の達成に努力している。しかし何分設立後日も浅く定員も二ヶ町村に一名位しかおられない実情である。農林省においても供出の基礎となる収量を把握する機關として、その健全な発達を圖るべく努力しているが、その重要性に鑑みて今後益々御援助下さるようお願いする。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際お諮りいたします。平野成子君より二十五日間、岡元義人君より十日間病氣のため、それら請假の申出がございました。いずれも許可をいたして御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、海上保安廳法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに、御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康廣君。

審査報告書
海上保安廳法案
右多数をもつて別冊の通り修正解決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月十四日
決算委員長 下條 康廣
参議院議長松平恒雄殿

第二十一條第二項中「港則法」を「港則に関する法令」に改める。

多数意見者署名
吉川末次郎 中川 幸平
北村 一男 深川タマエ
山下 義信 鈴木 憲一
平野善治郎 駒井 藤平
小野 哲 竹中 七郎
谷口彌三郎

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は戦後の新情勢に鑑みて、港、灣、海峡、その他の日本國の沿岸水域において、船舶の安全に関する法令の海上における動行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難の調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮

正、海上における犯人の捜査及び逮捕、水路、航路標識に関する事務、その他海上の安全の確保に関する事務、並びにこれらに附帶する事項に関する事務を掌るため、運輸大臣の管理する外局として海

軍大臣の管理する外局として海

軍大臣の管理する外局として海

上保安廳を設置し、以て海上保安制度を確立せんとするものである。その結果として、従来、運輸大臣官房、運輸省海運総局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、燈台局、水路部、並びにその他の行政機関の所掌に属する事務であつて、前記の事務に該当するものは悉く海上保安廳の所掌に移るのである。海上保安廳には長官官房の外に保安、水路、燈台の三局を置くことになつてゐる。

この法律案には特に左のごとき制限が定められてゐる。海上保安廳の職員は總數は一万人を超えてはならない。海上保安廳の船舶は、港内艇を除いて、その隻數において百二十五隻を超えてはならず、その全トン數において五萬總トンを超えてはならず、又、そのいづれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならない。この法律のいかなる規定も、海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を含むことを認めるものと解釈してはならない。

要するに、海上保安廳の設置は海上保安制度の確立のために、適當の措置である。その職員及び船舶の數、等に関する制限もまた、戦後の新情勢に照して、適當の措置である。

然しながら法案第二十一條第二項に港則法とあるのは、用語の上において適當でないから、これ

を港則に関する法令」と修正すべきものと認める。

二、事件の利害得失
この法律案は海上保安制度の確立のために必要である。

三、費用
海上保安廳の予算は十二億四千萬円である。

海上保安廳法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十三年四月六日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平 恒雄

海上保安廳法案

第一章 組織

第一條 港、灣、海峡その他の日本の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、運輸大臣の管理する外局として海上保安廳を置く。

河川の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

第二條 海上保安廳は、船舶の安全に関する法令の海上における執行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難の調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帶する事項に関する事務を掌る。

從來運輸大臣官房、運輸省海運總局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、燈台局、水路局並びにその他の行政機関の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安廳の所掌に移るものとす。

第三條 海上保安廳のすべての職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

海上保安廳の職員は總數は、一万人を超えてはならない。

第四條 海上保安廳の船舶は、航路標識を維持し、密貿易を防止し、遭難船舶に援助を與え、又は海難に際し人命及び財産を保護するの適當な構造、設備及び性能を有する船舶でなければならぬ。

海上保安廳の船舶は、港内艇を除いて、その隻數において百二十五隻を超えてはならず、その全トン數において五萬總トンを超えてはならず、又、そのいづれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならない。

海上保安廳の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、國旗及び海上保安廳の旗を掲げなければならない。

第五條 海上保安廳に長官官房、保安局、水路局及び燈台局を置く。

第六條 長官官房においては、左の事務を掌る。

一 職員の任免、分限、懲戒、教

養、訓練その他進退身分に関する事項

二 長官の官印及び廳印の管守に関する事項

三 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに総合調整に関する事項

四 公文書類の授受、発送、編さん及び保存に関する事項

五 統計報告の調製に関する事項

六 經費及び收入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項

七 海上保安廳の中他局の所管に属しない官有財産及び物品に関する事項

第七條 保安局においては、左の事務を掌る。

一 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

二 船舶の安全に関する法令の海上における執行並びに船舶職員の資格及び定員に関する事項

三 船舶交通の障害の除去に関する事項

四 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事變その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項

五 海難の調査に関する事項

六 海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項

七 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行ふもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

八 旅客又は貨物の海上運送に從事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

九 水先人及び水先業務の監督に関する事項

十 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

十一 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項

十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

十三 海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項

十四 海上保安廳の使用する基地施設、通信施設及び船舶の管理及び運用に関する事項並びに税関、検疫所その他の行政機関がその職務を行う場合における当該行政機関に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十五 國家地方警察及び市町村警察以下警察行政と、税関、検疫所その他の関係行政機関との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第八條 水路局においては、左の事務を掌る。

一 水路の測量及び海象の観測に関する事項

二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関する事項

三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事項

四 前各に掲げる事項の調査及び研究に関する事項

第九條 燈台局においては、左の事

務を掌る。

一 燈台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関する事項

二 燈台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測に関する事項

三 海上保安廳以外の者で燈台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する事項

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。

海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、職務を統理し、所部の職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の大官又は法務總裁の所管に属する事務については、各、その大臣又は法務總裁の指揮監督を受ける。

第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

第十二條 運輸大臣は、必要と認め、る地に事務所を置き、海上保安廳の事務を分掌させることができる。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を発することが出来る。

第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、海象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに気象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣が、これを命ずる。

第十五條 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の勅行に關する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各、の法令の施行に關する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法令の勅行に關する事務に關し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとす。

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うため必要があるとき、又は犯人を逮捕するに當り必要があるときは、附近にある人に對し、協力を求めることができる。

第十七條 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に對し、法令により船舶に備へ置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出港地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に關し重要と認める事項を確かめるため船舶に立入検査をし、且つ、乗組員及び旅客に對しその職務を行うために必要な質問をすることが出来る。

海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するとき、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

らない。

第十八條 海上保安官は、その職務を行うため四圍の情况から眞にやむを得ないときは、その職務の執行につき他の法令に定めのあるものの外、左に掲げる処分をすることが出来る。

一 船舶の進行を停止させ、又はその出発を差し止めること。

二 航路を変更させ、又は指定する港に回航させること。

三 乗組員、旅客その他船内にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。

四 積荷を陸揚させ、又は積荷の陸揚を制限し、若しくは禁止すること。

五 船舶が検査若しくは調査を受けるとき、又は拘留され若しくは人命に對し危険であるとき、当該船舶と他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

第十九條 海上保安官は、その職務を行うため、武器を携帯することが出来る。

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに當り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

監督を受け、港則法に規定する事務を掌る。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條第六号の事務を掌る。

第二十三條 海上保安廳の職員は、職務に關する規則は、國家公務員に關する法令に觸れない範圍内で、運輸大臣が、これを定める。

第二十四條 航路標識を維持し、密貿易を防止し、及び遭難船舶に援助を與えるため、海上保安廳長官は、必要に應じ船舶の基地及び担任区域を定める。

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を掌理するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に關し海上保安廳長官に建議することが出来る。

第三章 共助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、連絡を保持しなければならない。

又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要であると認めるときは、相互に協議し、且つ、關係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求に應じなければならない。

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政廳の指揮を受けなければならない。

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職務の一部を所部の職員に委任することが出来る。

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠けたときは、海上保安廳の職員が、予め運輸大臣の定める順序により、臨時に海上保安廳長官の職務を行う。

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行う。

又法案第二十五條の削除の意見が出ましたが、これは先程申しました戦争放棄に伴つて、かような規定は要らないという見解であつたのであります。これも少数で否決になつたのであります。

かような次第で、決算委員会におきましては、法案第二十一條第二項の「港則法」を港則に関する法令」と修正しただけで、その他は原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。この段階報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告がございます。賛成第一君。

〔賛成第一君登壇、拍手〕
○兼岩傳一君 東京都知事、愛知縣知事、大阪市長、名古屋市長、静岡縣知事、宮城縣知事、秋田縣知事、鳥取縣知事、廣島縣知事、石川縣知事、高知縣知事、富山縣知事、新潟縣知事、岡山縣知事、福岡縣知事で構成されております全地方港湾管理者協議会の請願に基き、又全國五十六開港場の第一線で働いておられます幾万の職員技術者の団体及び幾十万の港湾利用者の要望に應え、無所屬懇談会を代表して本案に反対の意見を述べたいのであります。反対と申しますが、私は我が國の海上の安全を確保するための海上保安法案四十三條のうち四十二條まで賛成するものであります。たつた一ヶ條、本法第二十一條に対してだけ反対するものであります。何故第二十一條に対してだけ反対し、且つその削除を主張するか、以下簡単にその二つの根拠を申し述べて見ましよう。

第一の根拠は、この第二十一條が画一的な國家機關の強化ということになつており、これに対する反対であり、御承知のように地方公共団体は道路を修めたり、河川を修築したり、堤防を作つたりいたします。そうしてそれを維持管理いたしております。尚その上にその取締をやつております。つまり地方公共団体がみづからの手で築造し、維持管理し、且つ取締をしておるといふその關係で道路や河川の取扱が非常に円滑に行つておるのであります。ところがこの法案の第二十一條によりますと、港灣だけは特別扱いになつております。即ちこの第二十一條によりますと、港灣だけは成る程地方公共団体が作つたり、維持管理はするけれども、その取締だけは切り離して、これを港長という國家警察機關でやつて行こうという事になつております。御承知のように現在日本には五十六の開港場がございます。そのうち東京、神戶、大阪、神戸、長崎、函館といふこの六つの港を除きます残りの五十の港は、現在現に地方公共団体が經營し、維持管理し、且つ取締つておるのであります。現在取締つておるのであります。ところがこの法律が通過いたしますと、それを機会にして、その五十の港が取上げられ、五十六の港全部が國家機關の手に取締が移るのであります。勿論維持管理は地方公共団体に残るのであります。ただ取締だけが、この法律が出るのを契機として國家機關の手に移るのであります。これは賢明なる同僚議員各位の御了解のとく、凡そ官廳機構の民主化、或いは地方公共団体を強化育成するといふより、ボツダム宣言で規定されております日本の最近の二ヶ年の基本的な傾向に、全く逆行する所の規定であると考えざるを得ないのであります。

〔ノー！〕と呼ぶ者あり。而も政府の意向によりますと、そればかりではありませぬ。特に政府の意向を質して見ますと、政府の指定する開港場では、船舶の出入りから、船の碇泊場所の指定から、碇泊場所の変更に至るまで、そのような港灣の管理運営に密接不可分なものまでも、この第二十一條によつてこれを取上げて、國家機關の手に移そうとするのであります。私は先日の知事會議の席上で、政府の出先機關を整理するといふことを約束された芦田内閣が、このような出先機關の強化、出先の國家機關の強化の法案を出されたとすることは、全く私の理解に苦しむところであり、(拍手)即ち本條の削除を主張する第一の私の理由はここにあるのであります。

第二の理由は、この第二十一條は非常に不完全である。かくのごとき不完全なものを、ここにおいて可決するといふことはどうであらうかという点であります。一体國家機關である港長といふものは何をやるのか、第二十一條の二項を見ますと、港長は港則法に規定する事務を取扱う、この規定しております。港則法とは何か、これを政府に質して見ますと、目下政府で研究中に属するものであると答つております。即ち我々は未だ港則法を審議いたしておりませぬ。政府も亦目下研究中であります。従つて國民大衆の周知しないところであり、我々國民の代表者は、その任務が未だ明確にされてない、そういう港長ということに賛成するといふことはできない。私がこの点を

を決算委員会で指摘しましたところ、委員会においては、港則法という文句を、只今の下條委員長の報告のありましたように、港則に関する法令と修正して、そうして多数を以て可決されました。併し諸君、私の主張は字句の問題ではないのであります。我々國民の代表が、國民に対して明確な責任をとる意味において、任務のはつきりしていない港長といふものを設置するといふことに賛成し得ないといふことは、これは字句の問題ではないのであります。(拍手)政府は遠からず、恐らく来月にも、或いは今月の末にでも、港則法を國會に提示するために用意しておると言つております。我々はその法案が上程された時に港長の任務を十分に審議すればいいのであつて、従つてその日まで第二十一條を留保するといふことは、あなたが國民に対して急慢の誇りを受けるものではないと思ひます。否むし留保することの方が國會議員としての正しい態度であらうと私は考へております。多数の力を以て私の修正意見を認められたいといふことは、諸君多数の權利であります。併し權利には同時に義務が添うもので、即ち多数を以て可決せられたことに對しては、責任をとらなければならぬといふことは當然と思ひます。以上賢明なる同僚議員各位の慎重なる考慮をお願いする次第であり、特に今月の末なり、来月勿々、港則法という、この港長に関する具体的な内容が出て来るものに對する審議の前提として、私は問題の在り箇所をはつきり皆さんに申し上げることによつて、皆さんの御考慮を仰ぐといふ意味で、この席を拜借し

た次第であります。以上であります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終りました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告でございます。委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は委員會修正通り議決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して石炭設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長は報告を求めます。決算委員長下條康廣君。

審査報告書
石炭設置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月十四日
決算委員長 下條 康廣
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
山下 義信 鈴木 憲一
北村 一男 平野 治郎
櫻川 マユ 兼岩 傳一

谷口潤三郎 小野 哲
駒井 藤平 竹中 七郎
中川 幸平 吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定理由

この法律案は左の三つの理由で提案されたものである。第一に、臨時石炭鑑査管理法の施行準備のため國管準備室を石炭廳に設けていたが、本年四月一日から同法が施行されることとなつたので、この機会に準備室を管理局に改め、従来の管理局を配炭局と改称せんとするものである。第二に、石炭及び亜炭の新鉱開採に関する事務につき、石炭廳生産局内に臨時に開採本部を設けていたが、これを独立して開採局に改組せんとするものである。第三に、此の機会において、行政官廳法の趣旨に基いて、現在政令で定められている石炭鑑査官制を、法律の形式に改めようとするものであつて、いずれも適當な措置である。

二、事件の利害得失
石炭廳の現情に即して適當な措置である。

三、費用
これがために要する無費の増加は尠少である。

少數意見報告書
石炭鑑査設置法案
左の理由により本法案に反対する。

第六條
開採局においては、石炭及び亜炭の下に「泥炭」を加えるべきものと信ず。

右少數意見報告書を提出する。
昭和二十三年四月十四日
決算委員会
少數意見者 小川 友三
參議院議長松平恒雄殿

石炭鑑査設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月十三日
衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長松平恒雄殿

石炭鑑査設置法案
石炭廳設置法
第一條 石炭廳は、商工大臣の管理に属し、石炭、亜炭、ガス及びコークスの生産、配給及び消費に関する事務並びに臨時石炭鑑査管理法の施行に関する事務を掌る。

第二條 石炭廳に、官房及び左の六局を置く。
管理局
生産局
開採局
資材局
配炭局
照炭局

石炭廳に置かれる一級の官吏の定数は、十人とする。
第三條 官房においては、人事、會計その他庶務に関する事項及び各局の所掌に属しない事項に係る事務を掌る。

第四條 管理局においては、左の事務を掌る。
一 臨時石炭鑑査管理法の施行

般に関する事項
二 石炭、亜炭、ガス及びコークスに関する整理に関する事項
三 石炭、亜炭、ガス及びコークスに関する調査統計に関する事項

第五條 生産局においては、左の事務を掌る。
一 石炭の生産に関する事項
二 石炭鑑査の保安及び技術指導に関する事項

三 石炭の品位向上に関する事項
四 石炭鑑査に関する事務に関する事項但し、法律に基いて、他省の所管に属するものを除く。

第六條 開採局においては、石炭及び亜炭の開採に関する事務を掌る。

第七條 資材局においては、他局の所掌に属するものを除くの外、石炭に関する資材に関する事務を掌る。

第八條 配炭局においては、左の事務を掌る。
一 石炭の配給計画の実施に関する事項
二 配炭公團法の施行一般に関する事項
三 石炭及び亜炭の有効利用に関する事項
四 ガス及びコークスの生産配給及び消費に関する事項
五 瓦斯専業法の施行に関する事項

第九條 照炭局においては、他局の所掌に属するものを除くの外、亜炭及び亜炭の加工品に関する事務を掌る。

第十條 この法律に定めるものの外、石炭廳の職員及び廳外機關について必要な事項は、政令で、これを定め、官房及び各局の分課について必要な事項は、商工大臣がこれを定める。

商工大臣は、特に必要があると認めるときは、第三條乃至前條の規定にかかわらず、臨時に、部局の所掌事務の一部を変更することが出来る。

附則
この法律施行の期日は、その公布の日から三十日を超えない期間内に於いて、政令で、これを定める。
石炭鑑査官制は、これを略す。

〔下條廣君、拍手〕
○下條廣君 只今議題となりました石炭鑑査設置法案につきまして、委員會の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の審議は決算委員會に付託せられましたが、その内容から申しまして必要がありまして、鑑査委員會と適合委員會を開いて、審議に當つたのであります。この法案は極めて簡單な法案でありまして、すでに臨時石炭鑑査管理法が今月一日から施行せられておりますので、同法の施行に関する事務は、現在中央機構といたしまして、石炭廳の内部に國管準備室というものがあつて、そこでやつていまして、いよいよこの法律の施行の機会にこれを管理局と改めまして、従来の管理局を配炭局と名称を変えるのであります。

第二は、石炭及び亜炭の開採に関する事務を取扱うために、すでに本年二月から石炭廳の中に臨時に開採本部というものがあつて、それを独立させて開採局としようというのであります。

以上がこの法律案の骨子であります。第一回國會におきまして、労働省設置法案の際に、行政機構の部局以上の改廃はすべて法律によることになつた關係上、この機会に石炭鑑査官制を全部法律を以て規定しようということでありまして、簡單でありますから質疑も余りなかつたのであります。が、配炭局というものが石炭廳の中にあります。が、石炭と亜炭とは大体同じようなもので、特に配炭局を設ける必要がないのではないかと意見があらはれた。これに對しまして、政府から、石炭と亜炭とはその企業の規模も亦異なる者も違つておりました。相當事情に異なるところがあるから、独立の部局を設ける必要があるという答弁でありました。尙地方の石炭局には民間の経験者を多く採用する予定である。その実情はどうであるかという質問に對しまして、政府からは、石炭局長は労資双方の推薦によつて、近く発令する予定である。又課長級には實際生産事務に従事しておる人を多く採用する予定でありまして、現に各炭鑑に推薦を依頼しておるといふような答弁であつたのであります。

案が極めて簡單でありますので、討論に入りまして別段意見もなく、多數を以て原案を可決した次第であります。この段階報告を終ります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 少數意見者から報告することを求められております。

報告時間は十分間に制限いたします。
小川友三君。

〔小川友三君登壇〕

○小川友三君 石炭設置法案につきまして、全面的に反対する者ではありませんが、第一條と六條に欠陥がございますので、この点につきまして、本案の含む大精神は、文化國家日本の産業復興と福利民福を圖るのが目的でありまして、この点において政府に對しまして敬意を拂う者であります。

石炭廳の目的が石炭、亜炭、ガス、コークスの生産と配給、消費に關するものが中心であります。この中に泥炭も含まれ、或いは天然ガスも含まれておるの相像がござい、又石炭廳がそれを取扱うであらうということも相像がござい得るのであります。この泥炭の件であります。これは沖積期時代から發生したものでありまして、氷河時代の石炭並に取扱ひ、泥炭は御承知の通り公定價格のないものであつて、自由販賣をせられておる品物であります。この泥炭を政府當局は亜炭と同様にしておるような感じがござい、これは大きな間違いでありまして、泥炭は明確に泥炭として區別し、販賣し、取扱われておるものであります。から、本法案に對しましては泥炭という條項を明記するのが當然であると本員は主張するものであります。特にいわゆるカリオリの問題であります。ところが、優秀なところの泥炭は粗悪なところの泥炭よりもカリオリは強大なのであります。この泥炭の日本中におけるところの埋藏量は恐らく石炭、亜炭に匹敵するものであらうということ相像がござい得るのであります。

まだ政府當局は研究が足らず、努力が足らず、熱意が足りないために、泥炭を等閑に附してある点があると云ひ得るのであります。誠に遺憾に存する次第であります。第六條に「開發局においては、石炭及び亜炭の開發に關する事務を掌る。」と明記してありまして、泥炭に對する事務を取扱わないことになつております。こういう半端な條項に對しまして國民の福利増進、産業の復興増進という建前から、本議員は眞つ向から委員會において反對をいたしました次第であります。國民の幸福のために戰つておるのであります。鐵山局においては人工石油、いわゆる石炭から採る石油も取扱つておるといふ話であります。泥炭においては、これは石炭並に取扱ひ所はない筈であります。委員會において水谷商工大臣から、泥炭は亜炭に含むやうなお話がありました。そうすると政府の大責任であります。泥炭に公定價格なく、自由販賣を許し、亜炭に公定價格を附け、そうして販賣をしておるが、それでは泥炭の販賣業者は公定價格違反として司法処分を受けなければならぬという建前になるのじやないかと思ひますが、この点につきまして政府當局の御答弁を頂きたいのであります。泥炭と亜炭は、これを動物に譬え

ました。御清聴を……(拍手)
○議長(松平恒雄君) これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は前会の続でございます。各発言者は発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

役職吏員、脱税者に対し、長官は如何なる方法で追及なされましか、獄舎狹隘のためでありましか、先頃までは投獄しても大抵一万円で捕して貰えと申しておりました。この泥濘、強盜同様の者は、徳川時代の谷おちのやうに隔離して、島流しとしては如何かと思ひます。併し徳川は、治外法權同様の地帯にある罪人にも神聖な職業まで與えて生活はさせました。狭い獄舎よりも孤島で増産させ、物を以て罪をおきなせ、良心に復したならば、罪と備國を許すことだと思ひます。又本島獄舎取締より、孤島獄舎取締の方が容易であります。

〔起立者多数〕

次は、酒類密造に對し長官が申さるるより、本當に徹底的に、鎌倉時代の北條時頼のやうに追及なさるなら、多額の罰金徴收確実と思ひます。

〔起立者多数〕

次に、政府は非常時徵稅物として取つて置き酒と煙草の値上げをいたしました。私は酒は少し造り、高く賣れば、政府も儲家も困らず、又國民の受ける害も少しと申しました政見發表の値上げと一致いたしました。併し政府の目的は、飲める者は飲め、吸える者は吸えといふので、私の目的は、飲める者も飲まぬ方がよい、吸える者も吸わぬ方がよいと申すので、政府にとつては、この点私は一大不忠子であります。

〔起立者多数〕

次に、インフレ対策論と重複しますので、理由は申しませんが、著業者から第二住宅税、第三住宅税として重税を徴收しては如何でしょうか。

〔起立者多数〕

次に、大蔵大臣は閣取締に困難と申されましたが、買出人から沒收した主食を、以前は某當國で公定で買ひ取

〔起立者多数〕

れ、當國はそれを餉料を造る者、「あめ」を造る者に闇値で賣ると申して、多数が憤慨しておりました。この取締法は、却つて物價を高くなるばかりであります。闇賣りする者は一村で五六軒ぐらいで、その出入突止めは容易であります。容易ならぬは、かれこれの役人達であります。

〔起立者多数〕

次に、農林大臣が申された供出完納後の主食買受價格で、店頭に賣られたあの闇價品も買ひ占められる方法はございませんでしうか。總司令部物價統制局では、闇價商品は婦人達からどしどし投書して呉れたならば、こちらで取締つて上げると申しております。

〔起立者多数〕

一例を挙げますと、元五錢で配給された「こんにやく」を、その後政府の配給不能力を幸いに、今では十九圓に賣つております。一般はこれを公定と思つて買つておると申しますが、これが公定が闇價かはつきり新聞やラジオで知らされてから、大いに婦人達の協力によるべきだと思ひます。

〔起立者多数〕

次に、昭和二十一年三月、總司令部から農林省に向つて、米を漬して酒を造ることは止したらどうか、アメリカでさえ小麦節約をしておるのだからという申入れがあつたとき、政府は、増産奨励用として造ると申し、當時の平野農林大臣は、盛にこれを特配しました。その頃の朝日新聞「天声人語」の一部を讀みますと、供出量により、一斗を超え平均三升から五升ぐらいで、旧盆にはどつと一度に配給され、十日以内に腐つた。如何た呑助漢家も、一日一升は呑みはせず、蚤虱紙を入れた冷蔵庫に酒瓶が林立し、一方「ごらく」密造で「ごらく」が發生して、掃き

〔起立者多数〕

余程得たと申しております。これらの

〔起立者多数〕

千円出して減税して貰つた、その方が

〔起立者多数〕

余程得たと申しております。これらの

として入場料を取ることは如何でしようか。川魚も鯉や鮒は、加工と料理法によつては母乳が増します。官営事業は

の血液を無駄にします。その他各臓器に及ぼす害、子供達の捨てた吸い殻が火事の因になっておりますが、児童福祉法が実施の今日、これに対する別個対策をお伺いしたいのであります。

最後に蛔虫のために結核患者同様と

來馬	藤井	小野	高嶺	木下	竹下
琢道君	丙午君	哲君	莊太郎君	辰雄君	豐次君
幸尾	西郷吉之助君	赤澤 與仁君	久松 定武君	大山 安君	赤木 正雄君
陣君					

伊東	隆治君	村尾	重雄君
鈴木	清一君	岩木	哲夫君
佐々木	鹿藏君	森下	政一君
小泉	秀吉君	木内	四郎君
櫻内	辰郎君	北村	一男君
加藤常太郎君		川村	松助君

定價 一部 二四二十錢

所行 宛

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替 東京一九〇〇 圖書課